

別表第3 家庭の保育事業（保育認定）

地域区分 ①	認定区分 ②	保育必要量区分 ③	基本分単価 ④	処遇改善等加算Ⅰ ⑤	資格保有者加算 ⑥		家庭的保育補助者加算 ⑦		家庭的保育支援加算 ⑧	障害児保育加算 ※特別な支援が必要な利用子どもの単価に加算 ⑨						
					処遇改善等加算Ⅰ	処遇改善等加算Ⅰ	処遇改善等加算Ⅰ	処遇改善等加算Ⅰ		処遇改善等加算Ⅰ	処遇改善等加算Ⅰ					
20/100地域	3号	保育標準時間認定	196,410	+ 1,870 × 加算率	+ 6,050	+ 60 × 加算率	+	利用子どもが4人以上の場合 29,380	+	290 × 加算率	+	61,210	+	36,730	+	360 × 加算率
		保育短時間認定						利用子どもが3人以下の場合 24,930								
16/100地域	3号	保育標準時間認定	192,470	+ 1,830 × 加算率	+ 5,850	+ 50 × 加算率	+	利用子どもが4人以上の場合 29,380	+	290 × 加算率	+	59,550	+	36,730	+	360 × 加算率
		保育短時間認定						利用子どもが3人以下の場合 24,930								
15/100地域	3号	保育標準時間認定	191,480	+ 1,820 × 加算率	+ 5,800	+ 50 × 加算率	+	利用子どもが4人以上の場合 29,380	+	290 × 加算率	+	59,130	+	36,730	+	360 × 加算率
		保育短時間認定						利用子どもが3人以下の場合 24,930								
12/100地域	3号	保育標準時間認定	188,520	+ 1,790 × 加算率	+ 5,650	+ 50 × 加算率	+	利用子どもが4人以上の場合 29,380	+	290 × 加算率	+	57,890	+	36,730	+	360 × 加算率
		保育短時間認定						利用子どもが3人以下の場合 24,930								
10/100地域	3号	保育標準時間認定	186,550	+ 1,770 × 加算率	+ 5,550	+ 50 × 加算率	+	利用子どもが4人以上の場合 29,380	+	290 × 加算率	+	57,060	+	36,730	+	360 × 加算率
		保育短時間認定						利用子どもが3人以下の場合 24,930								
6/100地域	3号	保育標準時間認定	182,610	+ 1,730 × 加算率	+ 5,350	+ 50 × 加算率	+	利用子どもが4人以上の場合 29,380	+	290 × 加算率	+	55,400	+	36,730	+	360 × 加算率
		保育短時間認定						利用子どもが3人以下の場合 24,930								
3/100地域	3号	保育標準時間認定	179,650	+ 1,700 × 加算率	+ 5,190	+ 50 × 加算率	+	利用子どもが4人以上の場合 29,380	+	290 × 加算率	+	54,160	+	36,730	+	360 × 加算率
		保育短時間認定						利用子どもが3人以下の場合 24,930								
その他地域	3号	保育標準時間認定	176,690	+ 1,670 × 加算率	+ 5,040	+ 50 × 加算率	+	利用子どもが4人以上の場合 29,380	+	290 × 加算率	+	52,910	+	36,730	+	360 × 加算率
		保育短時間認定						利用子どもが3人以下の場合 24,930								

地域区分 ①	認定区分 ②	保育必要量区分 ③	減価償却費加算		賃借料加算			連携施設を設定しない場合 ⑫	食事の搬入について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合 ⑬	土曜日に閉所する場合 ⑭												
			加算額		加算額					月に1日土曜日を閉所する場合	月に2日土曜日を閉所する場合	月に3日以上土曜日を閉所する場合	全ての土曜日を閉所する場合									
			標準	都市部	標準	都市部																
			⑩		⑪					⑭												
20/100地域	3号	保育標準時間認定	+	9,800	10,700	+	A地域	46,400	51,600	-	6,350	-	(④+⑤+⑧) × 17/100	1,340	2,680	4,010	5,350					
		B地域					25,600	28,400														
	C地域	22,300					24,800															
	D地域	20,000					22,200															
保育短時間認定	(④+⑤+⑧) × 17/100	1,100	2,190	3,290	4,390																	
						16/100地域	3号	保育標準時間認定	+	9,800	10,700	+	A地域	46,400	51,600	-	6,350	-	(④+⑤+⑧) × 17/100	1,340	2,680	4,010
B地域						25,600		28,400														
C地域						22,300	24,800															
D地域	20,000	22,200																				
保育短時間認定	(④+⑤+⑧) × 18/100	1,100	2,190	3,290	4,390																	
						15/100地域	3号	保育標準時間認定	+	9,800	10,700	+	A地域	46,400	51,600	-	6,350	-	(④+⑤+⑧) × 17/100	1,340	2,680	4,010
B地域						25,600		28,400														
C地域						22,300	24,800															
D地域	20,000	22,200																				
保育短時間認定	(④+⑤+⑧) × 18/100	1,100	2,190	3,290	4,390																	
						12/100地域	3号	保育標準時間認定	+	9,800	10,700	+	A地域	46,400	51,600	-	6,350	-	(④+⑤+⑧) × 18/100	1,340	2,680	4,010
B地域						25,600		28,400														
C地域						22,300	24,800															
D地域	20,000	22,200																				
保育短時間認定	(④+⑤+⑧) × 18/100	1,100	2,190	3,290	4,390																	
						10/100地域	3号	保育標準時間認定	+	9,800	10,700	+	A地域	46,400	51,600	-	6,350	-	(④+⑤+⑧) × 18/100	1,340	2,680	4,010
B地域						25,600		28,400														
C地域						22,300	24,800															
D地域	20,000	22,200																				
保育短時間認定	(④+⑤+⑧) × 19/100	1,100	2,190	3,290	4,390																	
						6/100地域	3号	保育標準時間認定	+	9,800	10,700	+	A地域	46,400	51,600	-	6,350	-	(④+⑤+⑧) × 18/100	1,340	2,680	4,010
B地域						25,600		28,400														
C地域						22,300	24,800															
D地域	20,000	22,200																				
保育短時間認定	(④+⑤+⑧) × 19/100	1,100	2,190	3,290	4,390																	
						3/100地域	3号	保育標準時間認定	+	9,800	10,700	+	A地域	46,400	51,600	-	6,350	-	(④+⑤+⑧) × 18/100	1,340	2,680	4,010
B地域						25,600		28,400														
C地域						22,300	24,800															
D地域	20,000	22,200																				
保育短時間認定	(④+⑤+⑧) × 19/100	1,100	2,190	3,290	4,390																	
						その他地域	3号	保育標準時間認定	+	9,800	10,700	+	A地域	46,400	51,600	-	6,350	-	(④+⑤+⑧) × 19/100	1,340	2,680	4,010
B地域						25,600		28,400														
C地域						22,300	24,800															
D地域	20,000	22,200																				
保育短時間認定	(④+⑤+⑧) × 19/100	1,100	2,190	3,290	4,390																	

加算部分2

処遇改善等加算Ⅱ	⑮	A：処遇改善加算Ⅱ－① $49,020 \div \text{各月初日の利用子ども数}$	※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 A又はBのいずれかとする
		B：処遇改善加算Ⅱ－② $6,130 \div \text{各月初日の利用子ども数}$	

処遇改善等加算Ⅲ	⑯	$11,030 \times \text{加算Ⅲ算定対象人数} \div \text{各月初日の利用子ども数}$	※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 加算Ⅲ算定対象人数については、別に定める
----------	---	--	--

冷暖房費加算	⑰	1 級 地 1,900	4 級 地 1,320	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地～4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その他地域：1 級地～4 級地以外の地域
		2 級 地 1,690	その他地域 120	
		3 級 地 1,670		

除雪費加算	⑱	6,270	※3月初日の利用子どもの単価に加算
-------	---	-------	-------------------

降灰除去費加算	⑲	$162,470 \div \text{3月初日の利用子ども数}$	※3月初日の利用子どもの単価に加算
---------	---	-----------------------------------	-------------------

施設機能強化推進費加算	㉑	$160,000 \text{（限度額）} \div \text{3月初日の利用子ども数}$	※3月初日の利用子どもの単価に加算
-------------	---	--	-------------------

栄養管理加算	㉒	A 基本額 処遇改善等加算Ⅰ ($79,950 + 790 \times \text{加算率}$) $\div \text{各月初日の利用子ども数}$	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：Bを除き栄養士を雇用契約等により配置している施設 B：基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が栄養士を兼務している施設 C：A又はBを除き、栄養士を嘱託等している施設
		B 基本額 処遇改善等加算Ⅰ ($50,000 + 500 \times \text{加算率}$) $\div \text{各月初日の利用子ども数}$	
		C 基本額 $10,000 \div \text{各月初日の利用子ども数}$	

第三者評価受審加算	㉓	$150,000 \div \text{3月初日の利用子ども数}$	※3月初日の利用子どもの単価に加算
-----------	---	-----------------------------------	-------------------